

【史料紹介】

『点石齋画報』に見える科挙関連記事

——その四「科挙の不正」本籍詐称、カンニング——

湯城吉信

前号では、科挙についての不正として、替え玉受験に
関わる記事を紹介した。今回は、本籍詐称（「冒籍」）お
よびカンニング（「伝義」）を扱う三則の記事を紹介した
い。本籍詐称が行われたのは、本籍地で受験する必要が
あったが、それぞれの地域で合格定数などが違い合格し
やすさに差があったためである。^注ちなみに、中国では今
なお受験は本籍地である必要があるため同様の問題が存
在する。

なお、前回同様、題名の後のカッコ内の年月日は、各
記事の発行年月日である（『点石齋画報通検』（香港・商
務印書館、二〇〇七年）による）。文章の後にある「」
は閑章（印章の形による一言コメント）である。原文の

句読点は、『点石齋画報全文校点』（香港・商務印書館、
二〇一四年）を参考に適宜改めた。画像は、張奇明等編
『点石齋画報（大可堂版）』（上海画報出版社、二〇〇一年）
から取った。

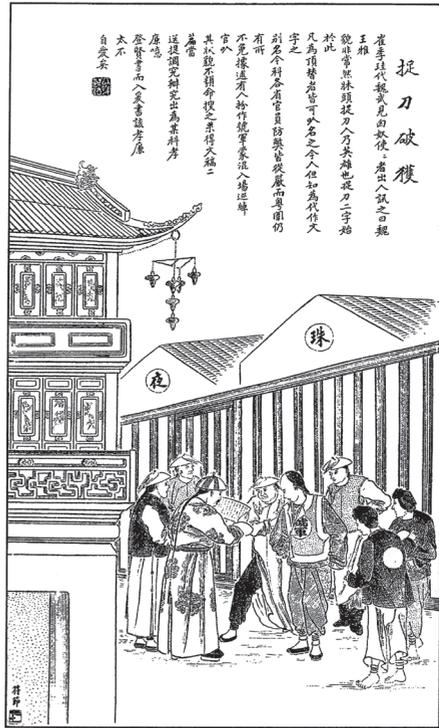
【注】冒籍については、劉海峰『科挙学導論』（華中師範
大学出版社、二〇〇五年）第十四章、科挙地理論、第二
節、分区定額与冒籍、二、冒籍及其防範が詳しい。

①「捉刀破獲」（扮装見破らる）（午集、大可堂版六一二二三、
一八八九・二〇二九）

*扮装して答案持ち込みを試みたが捕まった話。

捉刀破獲

崔季珪代魏武見匈奴使、使者出、人訊之曰魏王雅貌非常、然牀頭捉刀人、乃英雄也。二字始於此。凡為頂替者、其名之入、但知為代作文字之、則各省官員防弊皆從嚴而事固仍不覺。據述有人扮作號軍、蒙混入場。巡緝官以其狀貌不類、命搜之、果得文稿二篇、當送提調究辦、究出為某科孝廉。噫、登賢書而入愛書、該孝廉太不自愛。閑章「以身試法」



*号舍（試験会場の建物）には「千字文」の一字が当てられた（その一参照）。図は「珠称夜光」の中の二字。

【原文】崔季珪代魏武見匈奴使、使者出、人訊之。曰、「魏王雅貌非常、然牀頭捉刀人、乃英雄也。」「捉刀」二字、始於此。凡為頂替者、皆可以名之、今人但知為代作文字之別名。今科各省官員、防弊皆從嚴、而粵闈仍有所不免。

據述有人扮作號軍、蒙混入場。巡緝官以其狀貌不類、命搜之、果得文稿二篇、當送提調究辦、究出為某科孝廉。噫、登賢書而入愛書、該孝廉太不自愛。閑章「以身試法」

【大意】崔季珪は魏の武帝に代わって匈奴の使いと会ったが、使者が出てから、人がそれについて聞くと、「魏王（曹操）はすばらしい容貌でしたが、床几の横で刀を持つていた（捉刀）人こそ英雄でしょう」と言った。（替え玉受験者を表す）「捉刀」（刀を持つ）の二字はこれに由来する。およそ代わりに何かする者はすべてこう呼んでいいはずなのに、今の人は文章を代作する人の代名詞としてだけ使っている。今回の科挙では各省の官人は不正を厳密に防いだが、広東省の試験場だけは免れられなかった。聞いたところ、ある人が号軍（試験監視員）に扮して、試験会場に紛れ込んだ。巡緝官（試験監督）が様子がおかしいと思ひ、捜査させると、果たして文稿二篇を発見し、すぐに提調（試験会場責任者）に送って取り調

べると、某科の孝廉であることが明らかになった。ああ、合格名簿に載ろうとして取り調べ記録に加わることになるとは、この孝廉はあまりにも自愛の精神がない。

「身を以て法律を試す」

【注】○崔季珪 崔琰（一六三―二一六）。後漢末期の武将。容貌が立派であった。○号軍 号房Ⅱ試験のブース（個室の試験会場）を監視する軍人。各号舎に一人配置され、カンニングを防止した。○巡綽官 試験会場の見回りを担当した役人。号軍の上司。○提調 試験会場の長官（監臨）の下にいた副官。郷試では、布政使が担当した。試験会場内外の事務の責任者。巡綽官の上司。○賢書 賢人の名簿。合格者名簿。○爰書 犯人の供述を記録した書（取り調べ記録）。

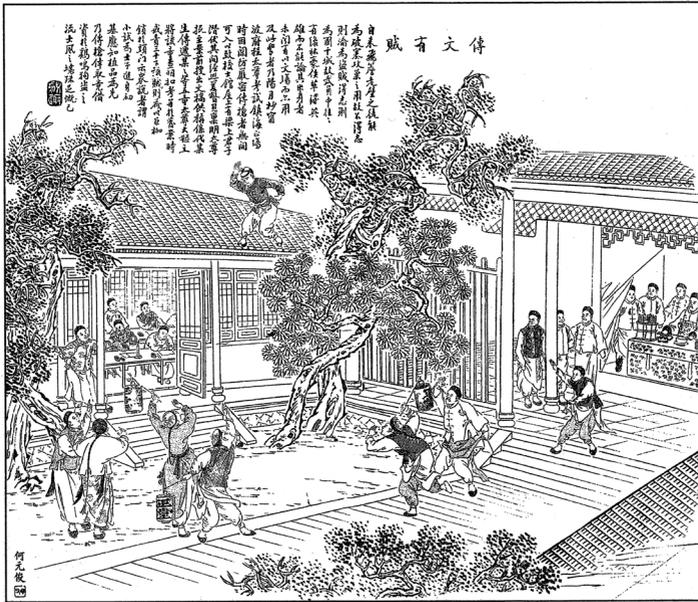
【解説】カンニング防止の役人に扮するとはなかなかの肝っ玉である。これは、すでに合格している挙人が受験生のために答案持ち込みを図ったということか。前回（その三）でも触れたが、曹操が身代わりの者を立てた話（落ちに人を見抜く目を持っていた使者を殺したとある）は『世説新語』容止篇に見える有名な話で、『点石齋画報』

の科挙の替え玉受験に触れる記事では必ずと言っていいほど引かれる。

② 「伝文有賊」（解答を届ける賊）（利集、大可堂版一五―三三、一八九八年）

* 答案を届けるカンニングを「伝義」と言った。その届け方は様々な方法があったようだ（下記【参考】参照）。* 警備の者が持っている提灯には「正堂」の文字が見える。左が試験場。下位の試験（地方試）ではこのような大会場の場合もあった（『申報』一八七九年六月十四日「童生鬧考」によれば、県試では、一次試験で上位になったものは、その後の試験で「内堂」で受験することが許されるが、それ以外の者は大号（大部屋）で全員がいつしよに受験した）。

【原文】自來飛簷走壁之徒、能爲破寨攻巢之用。故不得志則淪爲盜賊、得志則爲國干城。故武員中往往有綠林豪俠、草澤英雄而不能論其出身者。未聞有以文場而亦用及此輩者。乃陽月梢、甯波府程太尊考試鎮海正場時、因關



防嚴密、傳槍者無間可入、以致校士館屋上有梁上君子潛伏其間。經巡差瞥見、稟明太尊、捉至案前、搜出文稿、供稱係代某生傳遞某某等五童。太尊大怒、立將該童查明扣考、並於發案時、戒責三十下。該賊則荷以巨枷、鎖於頭門示衆。說者謂、小試爲士子進身初基、應知植品爲先。乃傳槍倖取、借資於鷄鳴狗盜之流、土風之壞、殊足慨已。

閑章「弋取功名」

【大意】爾來、忍びの輩は、敵の要塞を責めるのに役立つ。それゆえ、志を遂げなければ盜賊に成り下がるが、志を遂げれば国を守る武將となる。ゆえに、武人の中には任侠の輩や民間の英雄が多くおり、出身を問題にはしない。〔だが〕文の場（科挙試験場）でこの輩を用いる者がいるとは聞いたことがなかった。十月末、寧波府の程知府が鎮海の正場（正式試験）を試験した時、警備が厳しく、解答を送ることも替え玉を入れることもできなかったため、試験場の屋上に忍びの者を忍ばせた。警備の者が見つけ、知府に報告し、捉えて知府の前に出し、原稿を捜し出すと、某生に代わって誰誰の五人の童生に届けようとしたのだと自供した。知府は激怒し、その童生たちを

取り調べて受験資格を剥奪し、さらに判決を下す時に三十回の鞭打ちの刑に処した。その賊は大きな枷を背負わされ、表門に鎖で縛り付けさらし者にされた。府・県試は士人が出世する基礎であり、人格を確立しているか否かを見ることが最優先だと言われる。それなのに、解答を送ってもらったり替え玉を使つてずるをし、鶏鳴狗盗の輩を頼りにするとは、士風の墮落は、誠に嘆かわしい限りだ。

【注】○飛簷走壁（旧小説中で忍者の早業を形容して）軒を飛び越え壁を伝つて走る、身のこなしが飛ぶ鳥のように敏捷である。○干城 楯と城。国を守るもの（武将）。『詩経』周南・兔置「赳赳武夫、公侯干城」に由来する。○陽月梢 十月末。○太尊 知府の尊称。○小試（郷試の前段階の）府試、県試のこと。○植品 人格・品行を樹立する。

【参考】『申報』一八八七年五月四日（第五〇四四号、二面）「風簷日記」にカンニング（伝義）の方法が述べられている。例えば、鳩を使って外部に問題を伝え、模範解答ができたなら試験場内に投げ入れてもらうや、約束の

時間に試験問題を書いた掲示板を掲げて、外から望遠鏡で見てもらうなどである。ともに協力してくれる人がいないとできなかつたはずである。（原文「向來松江府試時、傳遞之弊、不一而足。或縱鴿以傳題目於外、既撰成則裹以瓦礫、由牆後擲進。或約定時刻、有意將題目牌高擎、俾外間立圍牆左近墩上以測遠鏡窺之、可以瞭如指掌。此次恩詩農太守盡心整頓、先於未試之前、將牆址增高土墩剷去、使內外聲氣隔絕不通、防弊可謂嚴矣。」）

③「大開考場」（試験場で大暴れ）（土集、大可堂版一〇、九四、一八九三・五・一一）

*陳が本籍を偽つて受験したと周りが暴き出す。（冒考・冒籍）ただし、事実かどうかはよくわからない。真実はどうかよりも騒ぎを起こしたことが注目されている。

【原文】安慶府聯仙衛太守示期三月初二日舉行府試。有懷甯縣文童陳浚者、當縣試時、列名第五。諸童嫉之、徧黏匿名揭帖、謂陳以金陵人冒懷甯籍、身家不清、應不准其冒考。於是、呼朋引類、約於二月廿九日、在明倫堂與

(保証人) について聞くと (*以下の『申報』の記事を参照)、その時に病氣だと言つて来ずに、某童生に頼んで保証書を書いてもらったという。その者たちは、某童生を殴り、辮髪を引っぱって、県の役所に押し入った。包伯琴大令が童生を拘留すると、その者たちはようやく退散した。一日夕方、太守が試験会場に入り、第一场(第一試験)を宣言し、懷寧県を試験した。その晩、三更の時(子の刻)、門が開き点検が始まり、夜明けに終わった。門に封をする時、受験生たちは突然騒ぎ出し、その勢いは猛烈であつた。県令は、大事が起きるのではと恐くなり、急いで通達を出し、陳浚を失格とすることにしたが、受験生たちは意に介せず、試験場内の机や椅子、窓枠をほとんど壊し尽くし、さらに堂上に押し寄せ、役所の机や堂の太鼓をひっくり返し、太守が乗る輿も蹴つて粉砕した。左右の壁は穴が開き、二つの表門も壊された。そうして、試験放棄を呼び掛けて、各自荷物をもとめて帰った。文を論じる場所を武を用いる場所にした。文人の素養はここまで落ちたとは。世のことを考えている人は憂慮せざるをえないだろう。

「文を棄てて武を用う」

【注】○聯仙衛 聯元、字は仙衛、崔佳氏、滿洲鑲紅旗人。

『清史稿』卷四六六に伝記が見える。義和団を利用して列強に対抗すべきだという考えに異を唱えたため処刑されたという。○太守 知府(府の長官、府知事)のこと。

○文章 童生。秀才の試験を受ける資格を持つ学生。○

掲帖 申し立ての文書。○保結 役所に提出する保証書。

○廩保 科挙を受ける者の保証人。科挙を受ける者は必ず科挙資格者に保証人になつてもらう必要があつた。○

廩生 廩膳生とも言う。童生が秀才に合格後、府・州・県学に入學し、府・州・県から米の支給を受ける資格を有した。その資格を有する人を廩生(廩膳生)と言う。童生が科挙を受ける場合、必ず廩生に送つてもらふ必要があつた。○明府 県令のこと。

【解説】出願書には、受験者の姓名、年齢、身面の特徴、髭の有無、曾祖父・祖父・父親の身元、教師の名を書き、それを「廩保」や童生同士が保証する制度になつていた。

これは、保証人を立て不正を防ぐためであつたが、逆に人的つながりのない者や出身の賤しい者は受験資格が得られなかつたことを表す(宮崎市定『科挙史』(平凡社)東

〔洋文庫〕、一九八七年）七四頁参照〕。

なお、この記事は、戸籍詐称を非難するためではなく、受験生の狼藉を非難するために書かれたものである点は注目すべきであろう。その点では、この記事も前号のその三の④と同じく、次号に掲載を予定している「事件（騒動）」の回で紹介すべきものかもしれない。

確かに、受験生の暴動は度を越えたものだし、法的秩序を破壊する無頼な行動であろう。ただ、納得がいか

廩保互結親供單	
光緒 本縣 年 籍 月 日	江南江寧府上元縣儒學爲發給結單事 照得各廩保所保童生須查明該童實係 身家清白並無刑喪過犯倡優隸卒槍手 頂替冒籍跨考等弊方准由該廩保書押 發給該童填寫三代年貌籍貫報名送考 須至結單者 本童 年 歲身 面 鬚 曾祖 祖 父 業師 認保 派保 互結童生 童生 童生 童生 童生 童生 本縣 保居住 年 籍 月 日

〔廩保互結親供單〕（宮崎市定『科挙史』（平凡社〈東洋文庫〉、1987年）p.75）

いことに対して行動を起こすことがあったことについて、現代との違いに感慨を覚える読者もいるのではないか。どちらが正しいかは別にして、試験を実施する側と受ける側の権力が拮抗していたことは注目すべきであろう。

以下、この記事のもとになった『申報』の記事を紹介したい（『申報』一八九三年四月二十六日（陰曆三月十一日）（七一八七号、一面））。ここではより強い調子で、受験生が騒ぎを起こしたことを非難している。一方、戸籍詐称を働いた受験生については、その文才を称え、戸籍詐称をしたかどうかについては曖昧で追究もしていない。

〔論童子軍之難駁〕（童子軍の制御しがたきを論ず）

甚矣、士習之壞也。小子讀書甫開筆學文、父兄師長即令其就小考、名曰幼童。親若友見而譽之、或稱爲神童、而彼小子者遂居然以神童自命。夫即使果爲神童、究亦不可以此傲人。況童而不神者乎。況幼而並不成童者乎。而乃竟欲仗童勢奮童力以橫行於考試之時、不知文章爲何若、

不知考試爲何事、不知功令爲何等、不知法度爲何物。如安慶友人所述聯仙衛太守試闈事一節、有足令人髮指者。士習至於如此、世間又何貴乎有士哉。所貴乎士者、貴其能讀書明理也。若恃其爲讀書之人而全不明理、則試問其所讀者何書。蓋以讀書自恃、即其不明理之一端、其他可知也。

【大意】知識人の氣風の低下は目に余る状態だ。男児が勉強し始めると、父兄は県試を受けさせるが、それを幼童と言った。親戚友人はそれを名譽に思い、神童と称することもあり、本人自身神童を自認することにも至る。もし本当に神童でも、それで人に偉そうにしてよいわけではない。まして、「神」と称するに値しない者や「幼い」だけで「童生（合格者）」になつていない者は言うまでもない。それにもかかわらず、勢いに任せ力を振るい試験の時に横暴な振る舞いをするのは、学問が何たるか、試験が何たるか、お達しが何たるか、法度が何たるかを知らないものだ。安慶の友人から聞いた聯仙衛太守による試験の一件は、人々に怒りを催させるものだ。読書人の氣風がこのようであれば、世間は どうして士人を尊敬

することができようか。士人が尊敬されるのは、勉強して道理を心得ているからである。もし読書人だというだけで全く道理に暗いとすれば、どんな本を読んできたのが聞きたいものだ。読書を自認しながら、道理にさせ明らかでないとするれば、その他のことは推して知るべしだ。

安慶之事、起於年甫十六之童生陳浚、縣試考到第五、遂爲諸童生所嫉。夫以安慶童子一軍而有陳子、其人者、青年勦學、見賞良工、據稱爾雅溫文、幾類鷄群之鶴。則亦足令童子軍增色、而乃不能欽之、敬之、羨之、慕之、而偏嫉而忌之。世風至此、不大可歎哉。嫉之者、嫉其才也、乃徧黏匿名揭帖、謂係金陵人而冒籍懷甯者、兼之、身家不清、不能聽其冒考云云。由是、呼朋引類、約期在明倫堂、欲敬以老拳。吾固有以知諸童之命意不過藉此以肇事、猶之匪類會黨之布散謠言、聲稱尋仇於西人、實欲藉此以創亂、非真有仇於西人。諸童亦非真有恨於陳子也、然而不借此以爲題、則文字嫌疑寂寞、於是一倡百和、群起而攻。【大意】安慶の事件は、十六歳の童生・陳浚が県試で五位になり、他の童生に嫉妬されたことに起因した。安慶

の童生の受験生全体において陳子という人は、若くして苦学し、文才を評価され、温和で礼儀正しいと称せられ、鶏どもの中の鶴と言うべきであった。そこで童生たちにとっては誇りに思うべきことであつたが、それにも関わらず、敬い慕うこともせずにかえつて嫉妬したのである。世風がこのようなのは誠に嘆くべきことではないか。嫉妬する者はその才能を妬み、そこから中に貼紙をして、金陵人のくせに懷寧県の人だと戸籍を詐称し、また、出身に問題があり、そのような不正受験を許してはならないなどと言つた。そして、徒党を組んで、明倫堂に集まり、鉄拳をお見舞いしようとした。私は童生の意図がこれにかこつけて事を起こすことであるのは知つてゐるが、それはちょうど、やくざ者がデマを流して、西洋人を征伐するためと言いながら、実はそれにかこつけて乱を起こし、本当に西洋人を敵にしているわけではないのと同様だ。童生たちもまた本当は陳子を恨んでゐるわけではないのに、このことを理由に、大げさなことを言い、みなが呼応して、集団で騒いだのである。

【解説】戸籍詐称が疑われる陳浚の文才を称えている。

戸籍詐称を追究する姿勢もなく、受験生が騒ぎを起こしたことを批判する。

追稟保托病不到、保結托人庖代、而諸童更有隙可乘矣。問諸庖代者、庖代者含糊以對、而諸童遂以爲師出有名、乃扭而攢毆。登時、鮮血直噴、奄奄欲絕。夫即使果係冒考、果屬身家不清、其保結者亦罪不至死。乃尚復揪其髮辮、擁入縣署、意將何爲乎。攻其冒籍及身家不清、則須稟之於官。豈有擅行毆打之理。爲縣令者、倘執三尺法、鐵面無私、則當先將擅毆之人照律懲辦、而後詳究陳子有無冒籍、是否身家不清。如果屬實、按例辦理、倘有虛誣、亦照例反坐。然此則所謂官話也。

【大意】稟保（受験生の保証人）が病氣を理由に現れず、保証書は代理人に託したことが、童生たちにさらにつけ込む余地を与えた。代理の者に聞くと、はつきりと答えなかつたので、童生たちは、出撃の理由を得たと、殴りかかった。すぐに鮮血が吹き出し、息絶え絶えになつた。もし、戸籍詐称で、出身に問題があつても、代理人の罪は死罪に相当するものではなからう。それなのに、弁髪

を引つ張り、県の役所に押しかけるとは何事か。戸籍偽証と出身の問題は、官に申し上げるべきだ。どうして、好き勝手に殴る理由があるのか。県の長官たる者は、もし法律を公正に遵守するのであれば、まず先に暴力を振るつた者を法律に照らして処罰し、その後で、陳子が戸籍詐称をしているのか、出身に問題があるのか調べるべきだ。もし事実であれば、先例に従つて処理し、もし事実でなければ、それも先例に従つて誣告者を処罰すればよい。だが、以上はあくまでお役所的「模範解答」だ。

【解説】ここで、来なかつたのは、受験生（陳）ではなく、保証人であることがわかる。そして、他の受験生に殴られたのは保証人の代理であろう。ただ、保証書を代理人に託したり、代理の者がはっきりと答えられなかったというのはいやほや陳はあやしいのではないか。ただ、まずは騒ぎを起こした者を処罰すべきだというのはその通りであろう。

當童子軍猖獗之時、狼奔豕突、舉國若狂、雖有明幹之令尹、亦無如之何。惟有暫順輿情、以抒衆怒。從此而靜候

官辦、安分赴試、則亦已矣。乃府考將封門時、忽又大聲喧嚷、百喙狂喊、其勢洶洶、幾疑爲千軍萬馬。官既善言開導、許以將陳子扣考、則亦無以復加矣。而仍佯若不聞、任情恣橫、不片刻而場中桌凳窗櫺擊毀殆盡、復擁至堂上、將公案堂鼓一併掀翻、太守肩輿亦蹴成齏粉、左右牆壁幾處洞穿、頭門二門俱析爲薪蒸、乘諸甬道、高呼而散。是直與亂民何異。

【大意】童生たちが狼藉を働いている時は、獣のように暴れ回り、全員が狂ったようになっており、有能な行政長官でもどうしようもないだろう。とりあえずは民衆の感情に従い、民衆の怒りを発散させるしかない。その後、静かにお上の判断を待つて、分際をわきまえ試験を受ければそれで済んだのだ。それなのに、府試で（試験開始に先立ち）門に封をする時、急に大声で騒ぎ出し、一斉に叫んで、ものすごい勢いで、千軍が押し寄せたような状態になった。官がしっかりと教え導き、陳の試験を認めないと言ったのだから、それでまた十分だったのだ。それなのに、聞こえないふりをして、好き勝手に暴れて、まもなく場内の机、椅子、窓、格子を打ち砕き、堂に押

し寄せ、机や鼓をひつくり返し、太守の輿も蹴って粉碎し、周囲の壁にも穴をあけ、正門も裏門も砕いて薪にし、通路に積み上げて、雄叫びを上げて退散した。これでは謀反の民と同じではないか。

【解説】騒動が起きることをもつとも問題視するこの文章の作者は、まずは怒りを爆発（ガス抜き）させればよいと言う。この発言自体やはり陳の詐称について認めているからのものであろう。また、陳の試験を認めないことも認めているのであろう。

太守乃於次日、飭差鳩工、將考棚修理、赴憲轅稟明。沈伸帥立即出示曉諭、懸之考棚頭門洋洋數千言、諭以禍福利害。德方伯又以爲考試爲掄才大典、各童越禮藐法、糾衆抗官、至於如此、其中難保無主使之入。飭嚴查主使之入及爲首滋事之童、從嚴懲辦以儆。將來旋經訪聞、自稟保某爲主使之入、又有汪姓童因摘桐城考牌遂□護棚、親兵所獲掌頰責手心交懷甯縣管押、聯太守仍回考棚照常開考、大約此事可以了結。夫彼羣童之如此胡鬧者、固由於有主使之入。德方伯之高見自是無差。然亦以罷考二字爲

地方官所怕、故彼等有挾而來也。

【大意】次の日、太守は職人を集めて試験場を修理させ、県庁に赴いて報告した（憲轅は縣轅で県庁の門か？）。沈伸帥はすぐにお達しを出し、試験会場の正門の前に滔々たる数千言の文章を貼り出し、是非をお諭しになった。德方伯（布政使）はまた科挙は国家の大典であると、受験生が礼法を無視し、徒党を組んで官に抗い、このような事態にまで至ったのは、その中に首謀者がいるのではないかとお考えになった。「そして」首謀者と最初に事を起こした受験生を探し出し、嚴罰に処すことで戒めとするようお命じになった。そうして聞き込みを重ねて（？）保証人某（？）が首謀者であり、さらに、汪という名の受験生が桐城の考牌（問題を提示する看板）を取って試験会場の柵を壊し、護衛兵たちが身柄を確保した狼藉者を（押収した攻め具を？）懷寧県に引き渡し、聯太守が試験会場に戻り通常通り試験を開始して、このことは終了とさせることができた。そもそも受験生たちがあのような狼藉を働いたのは、もともと首謀者がいたのだ。德方伯のご高見は誤りがなかった。だが、「罷考

（試験ポイコット）」という二字は地方官が恐れるところなので、彼らはそれにつけこんだこともある。

【解説】 地方政府は試験ポイコットを恐れていたことがわかる（処分の対象になったので）。ちよつと現在の中中央政府と人民の間に立つ地方政府が、地方での失態を中央政府に責められる構造に似ているのではないか。

其實國家定制、本非拘泥官而不善辦理。激成罷考之事、官則不能逃其處分。若頑童借考之名滋事逞橫、恃衆胡鬧、則雖一闕而散、亦不得以罷考之罪加諸地方官而鬧事之臣則有停試之罰。爲官者亦正不忍因數人鬧事之故而議請停試、使闔邑向隅、故往往忍耐過去、隱忍而罷、而諸童遂以爲罷考二字真足以挾持官長而衆果有可恃也。斯亦謬矣。然而此等風氣、豈獨安徽之懷甯一邑爲然哉。江浙兩省、凡當小試之時、往往畏童子軍如虎、甚至有童天王之目、則其士習之壞、世風之變、亦可想而知矣。有人心世道之憂者、能不爲之瘋憂以痒也哉。

【大意】 その実、國家の施策は、官に遠慮して適切に処理できないことがあつてはならない。試験ポイコットに

至つたことは、官はその処分を免れられない。横着な童生が試験の名を借りて事を起こし好き放題な行いをし、多勢を頼りに騒いだのなら、一騒ぎで終わつたとしても、試験ポイコットの罪を地方官に押しつけることはできず、騒ぎを起こした村は試験停止の罰を受けるべきだ。

一方、長官たる者が数人が騒いだことを理由に試験停止を議論し村全体を失望させるのに忍びず、往々にして我慢してなかつたことにして（*そういうことが往々にしてあつたことがうかがえる）、童生たちに「罷考（試験ポイコット）」という二字は長官を屈服でき大勢でやればできると思わせているのもまた間違つている。だが、このような気風は安徽省の懷寧県だけの話ではない。江蘇・浙江両省でも、およそ県試の時には、往々にして童生たちを虎のように恐れ、「童天王」という名称まであることを見れば、士人の気風の低下・世風の変化は推して知るべしだ。世情を憂える人は、このことを心配するあまり病気になるのではないか。

【解説】 この文章を最後まで読めば、受験生と試験官との勢力の拮抗（受験生が暴られた理由）は、問題が起

「さることを恐れる試験官とその事情を心得た受験生の存在がその背景にあったことがわかる。そもそも、受験生が試験場で暴れたり（鬧考）ボイコットしたり（罷考）することはしばしばあった。特に、地位が保証されない受験生が多い県試で多かつたようだ。この点については別に取り上げたいと思っている。」

参考文献

張奇明等編『点石齋画報（大可堂版）』

（上海画報出版社、二〇〇一年）

葉漢明、蔣英豪、黃永松編『点石齋画報全文校点』

（香港・商務印書館、二〇一四年）

葉漢明、蔣英豪、黃永松編『点石齋画報通檢』

（香港・商務印書館、二〇〇七年）

劉海峰『科挙学導論』

（華中師範大学出版社、二〇〇五年）

小横香室主人編『清朝野史大観』（上海書店、一九八一年）

李世愉『中国歴代科挙生活掠影』

（瀋陽出版社、二〇〇五年）

熊慶年『中国古代科挙百態』

（中国古代社会百態）第一輯、

東方出版中心、一九九七年）

宮崎市定『科挙史』（平凡社〈東洋文庫〉、一九八七年）